

2026年7月6日

お客さま各位

当座勘定規定等の各種規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、2026年9月30日（水）をもって「他行を支払地とする手形・小切手の預入終了」、および「手形・小切手の最終振出期限」といたします。これに伴い、2026年10月1日付で各種規定を以下のとおり改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1.改定日

2026年10月1日（木）

2.対象となる規定

- ・当座勘定規定（一般）
- ・当座勘定規定〈専用約束手形口（マル専）用〉
- ・当座勘定規定〈個人当座（パーソナルチェック）用〉
- ・代金取立規定
- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定
- ・普通預金規定（リーフ口）
- ・納税準備預金規定
- ・定期預金共通規定（証書式）
- ・定期預金共通規定（通帳式）
- ・積立定期預金（満期あり）規定
- ・積立定期預金（満期なし）規定
- ・通知預金規定（証書式）
- ・通知預金規定（通帳式）
- ・通知預金規定（リーフ口）
- ・年金定期預金規定

3.改定内容

「他行を支払地とする手形・小切手の預入終了」、および「手形・小切手の最終振出期限」に関する取扱いを追記

4.新旧対照表

[こちら](#)をご参照ください。

以上



名古屋銀行

Bank of
NAGOYA